

第3回策定委員会以降の修正(加筆)内容

第3回策定委員会以降の修正(加筆)内容は次のとおりです。（誤記等の軽易な修正を除く）

番号	ページ	位置	修正(加筆)内容	修正理由等
1	20	4行目	3-8. 民間収益施設 文化センターの魅力を向上させうる民間収益施設に関しては、今後の検討においてその導入可能性を精査する。	「民間収益施設」に関する記載がなかったため、新たに加筆
2	29	図表23の下	※：PPP（Public Private Partnership）は、公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みや手法のこと。PFI（Private Finance Initiative）は、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方、手法のこと。PFIはPPPの一つの手法であり、日本ではPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）によって規定される。	「PPP/PFI」の説明文を新たに加筆
3	31	図表24 ④BTO方式 (PFI手法) 内	※ SPC（Special Purpose Company）は、特別目的会社のこと。特定の事業を行うために設立された事業会社を意味する。	「SPC」の説明文を新たに加筆
4	33	3行目	直近で施設整備が進んでいる他事例等における施設整備費単価を踏まえると、本事業における施設整備費に関しては、_____億円程度（消費税等を含む）が想定される。	パブリックコメントまでに、駐車場、中央公園整備等も含めた整備費を精査して記載する予定